

1. 件名：伊方発電所の通報連絡要領についての面談
2. 日時：令和5年1月17日(火) 14時00分～14時55分
3. 場所：原子力規制庁 7階小会議室
4. 出席者：
原子力規制庁
長官官房総務課事故対処室
佐々木補佐、近田係長
四国電力株式会社（以下「四国電力」という。）
東京支社技術課長、他1名
5. 要旨
 - (1) 原子力規制庁は、四国電力から、愛媛県及び伊方町の安全協定書に基づく通報連絡について、以下の説明を受けた。
 - 原子力発電所に係る正常状態以外のすべての事象を対象とし、原子力規制庁及び周辺自治体を含む関係機関に対して速やかに通報連絡を行っている。
 - 四国電力は、通報連絡内容について、自治体への説明等に際し、原子力規制庁の法令報告に該当するかの判断もこれに含めることとしている。
 - 四国電力は、愛媛県の公表に合わせて、公表を行っている。
 - 公表を速やかに行うため、これまでと同様に原子力規制庁の協力を要望する。
 - (2) 原子力規制庁から以下の指摘を行った。
 - 当庁としては、これまでも状況を把握し次第、その時点における通報連絡の内容について速やかに見解を示すよう努めている。
 - このためには、四国電力からの資料提出を含めた速やかな状況報告が不可欠である。
6. 配付資料
 - ・伊方発電所の通報連絡要領について